

# 石川県公報

平成27年3月17日  
第12782号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目

## 次

告 示	
○保安林の指定	(森林管理課) 1
○保安林の指定の予定	(同) 2
公 告	
○入札公告	(少子化対策監室) 3
○農業振興地域の区域の変更公告	(農業政策課) 5
○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	(水産課) 5
○金沢港港湾計画の変更の概要公告	(港湾課) 5
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課) 6

## 告

## 示

### 石川県告示第104号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所  
輪島市町野町鈴屋ソ34の甲
- 指定の目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
鈴屋ソ34の甲(次の図に示す部分に限る。)  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 保安林の所在場所  
輪島市深見町タ40の甲の1、ソ37
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 1 保安林の所在場所

輪島市門前町道下参参15、参四11、壱壱四8、11、壱壱五18

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**石川県告示第105号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 保安林予定森林の所在場所

七尾市黒崎町敷島379の2、382の2

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 1 保安林予定森林の所在場所

珠洲市宝立町馬渡五七字3、六〇字3、5、11、九五字9から11まで

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

羽咋郡志賀町大福寺参16、26、27、37、38、四1、2、七15の甲、20、23から25まで、36、37、44から49まで、壺壺36の1から36の3まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び志賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

1 保安林予定森林の所在場所

鳳珠郡能登町字国重ヤ字41、42、43の甲の2、58の甲、58の乙、59から61まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県立児童生活指導センター給食業務委託

(2) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

## (3) 履行場所

河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター内

## (4) 業務内容

「石川県立児童生活指導センター給食業務仕様書」に記載のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 県内に事業所を設置（設置予定を含む）していること。
- (4) 過去5年以内に、国または地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

## 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

## ア 提出期間

平成27年3月17日（火）午前9時から同月19日（木）午後5時まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

## イ 提出場所

河北郡内灘町字大根布と543  
石川県立児童生活指導センター

## ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）

## (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年3月23日（月）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

## 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

## (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-0266 河北郡内灘町字大根布と543  
石川県立児童生活指導センター1階 会議室  
電話番号 076-286-3235 FAX番号 076-286-3432

## (2) 交付期間

平成27年3月17日（火）午前9時から同月19日（木）午後5時まで（県の休日を除く。）

## 5 入札の日時及び場所

平成27年3月27日（金）午後1時30分  
河北郡内灘町字大根布と543 石川県立児童生活指導センター

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 12 その他

詳細は、入札説明書による。

## 農業振興地域の区域の変更公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、羽咋市に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

なお、羽咋農業振興地域の変更区域図は、石川県農林水産部農業政策課において縦覧に供する。

平成27年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

農業振興地域名	農 業 振 興 地 域 を 変 更 す る 区 域
羽 咋	羽咋農業振興地域について、千里浜町の一部を区域から除外する。

## 石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成26年12月26日公表）の一部を平成27年3月3日に変更したので、次のとおり公表する。

平成27年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
第1種特定海洋生物資源の平成26年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(4) ずわいがに 平成26年7月から平成27年6月まで 352トン	(4) ずわいがに 平成26年7月から平成27年6月まで 430トン
第1種特定海洋生物資源の平成27年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(4) するめいか 平成27年4月から平成28年3月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定	(4) するめいか 平成27年4月から平成28年3月まで 若干

## 金沢港港湾計画の変更の概要公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、金沢港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成27年3月17日

金沢港港湾管理者 石川県

代表者 石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 港湾計画の変更の概要

金沢港港湾計画の変更の概要公告(平成15年1月10日付け石川県公報第11534号登載)により、その概要を公告した金沢港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

## (1) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用	水深(メートル)	バース数	用途
南	公共用	10	1(改良)	一般船用
		10	1	一般船用
		10	1(改良)	フェリー船用
		7.5	1(改良)	旅客船用

## 2 変更後の港湾計画の縦覧場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部港湾課

金沢市湊4丁目12番地

石川県金沢港湾事務所

## 土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 組合の名称

小松市沖周辺土地区画整理組合

## 2 事務所の所在地

小松市清六町甲36番地

## 3 設立認可の年月日

平成19年9月19日

## 4 変更認可の年月日

平成27年3月6日

## 5 変更の内容

事業施行期間

平成19年9月28日から平成30年3月31日まで